

任 意 継 続 組 合 員

退職後は、次のいずれかの健康保険制度に加入することになります。

- ① 再就職先の健康保険に加入する。
- ② 家族の健康保険の被扶養者になる。
- ③ 国民健康保険に加入する。
- ④ 任意継続組合員になる。

任意継続組合員は、退職日の前日まで引き続き1年以上在職して退職した場合、退職日の翌日から短期（医療）給付及び保健事業の一部が利用できる制度です。

加入できる期間

2年間

手続き方法

退職日から20日以内に所属所の共済事務担当課を通して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

掛金の納付

掛金の納付は、毎月払い・半年払い・年度払いがあり、半年払い・年度払いには割引があります。「任意継続組合員証」と併せて納付書を送付しますので、期限までに振込みをお願いします。